

○ 東京藝術大学大学院美術研究科 学位審査に関するガイドライン

東京藝術大学美術研究科においては、東京藝術大学学位規則及び東京藝術大学大学院研究科学位審査規則(課程博士及び論文博士)に定める規定の他に、以下に記すガイドラインに基づいて審査を行うものとする。

1 課程博士の予備申請審査

○ 全研究領域の共通事項

・ 予備申請審査は、各研究領域に所属する講師以上の常勤教員全員で行い、過半数以上の賛成をもって本申請を許可する。なお芸術学研究領域にあつては、1 美学・美術史系研究室(美学、西洋美術史、日本・東洋美術史、工芸史)、2 美術解剖学、3 美術教育に分かれて審査を行う。

・ 予備申請審査は、以下の提出物等に基づいて行う。

履歴書及び業績書／論文要旨／提出作品の概要等／その他研究領域が定めるもの

・ 予備申請審査においては、本申請の審査体制(主査・副査)について協議を行い、本申請書提出時まで審査体制を確定する。

○ 各研究領域における特記事項

・ 日本画研究領域

前年の12月に、論文及び作品について事前に中間発表を行い、進行状況と内容が予備申請に十分であることを確認する。

・ 油画研究領域

当該時点での提出作品を展示した上で口頭発表を行う。

・ 彫刻研究領域

別に定める「研究計画書」の提出を求める。

・ 工芸研究領域

前年の12月に常勤教員全員で、論文及び作品について進行状況と内容が予備申請に十分であることを確認する。

・ デザイン研究領域

当該時点での提出作品を展示した上で口頭発表を行う。

・ 建築研究領域

「全研究領域の共通事項」に記載した提出物及び口頭発表等に基づいて行う。

論文のみで申請を行う者については、本申請の最終審査時に、原則3本以上の査読論文(3本目については審査中であっても構わない)を有することが可能であるかについての審査を

行う。博士論文に研究作品を加えて申請を行う者についても、これに準じる実績を有することが可能であるかについて審査を行う。

・ 芸術学研究領域

- 1.美学・美術史系研究室では、申請者の所属研究室において、予備申請時の要件とする研究業績を設定し、原則、ポイント制(予備申請時に満たしていることを想定)に基づいて予備申請の可否を判断する。また、外形的な要件(文量等)についても必要に応じて検討し規定する。
- 2.美術解剖学研究室においては、芸術学研究領域内の他の研究室から2名の教員を加えた合計3名の教員で予備申請審査を行い、その過半数以上の賛成をもって予備申請審査を承認する。
- 3.美術教育研究室においては、予備申請審査は本申請提出予定書類及び論文執筆・作品制作の進捗状況等に基づいて所属する講師以上の常勤教員全員で行い、その過半数以上の賛成をもって本申請を承認する。なお、本申請審査の担当を予定する所属外の教員を予備申請審査に加えることがある。

・ 先端芸術表現研究領域

前年の12月に、事前に研究計画書の提出を求め、それを基に予備申請の可否を審査する。

・ 文化財保存学研究領域

常勤教員以外に非常勤講師・インストラクターも参加して行う場合がある。

予備申請審査時に以下の条件を満たしていることを確認する。

保存修復日本画・油画・彫刻・工芸

予備申請までに論文および作品について中間発表を行い、進行状況と内容が予備申請に十分であることを確認する。

保存修復建造物

原則として本申請の最終審査時点で2本以上の審査付論文(匿名査読者2名以上による審査を経た学会論文等)を有すること。なお、予備申請審査時に審査付き論文1本が採択(合格)していればよい。

保存科学・システム保存学

原則として本申請の最終審査時点で投稿論文3本分の研究業績を有すること。ただし予備申請審査時に審査付き論文1本は受理されていること。言語は問わない。学会発表は本申請の最終審査時点で修士、博士を通して5件以上とする。国内は英語での発表が許されている学会での発表とする。海外での発表も可能とする。

2 課程博士の本申請審査及び試験

○ 本申請の審査体制

本申請の審査体制は、東京藝術大学大学院研究科学位(課程博士)審査規則の第5条に基づ

き、研究分野担当の教授及び准教授並びに論文内容に応じた美術専攻の研究領域に所属する関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とし、主査1名及び副査をさだめる。なお、博士論文に研究作品を加えて申請を行う場合には、論文担当と作品担当の第一副査をそれぞれ定める。また、必要に応じて学外の専門家を副査とすることも可能であるが、建築研究領域においては、必ず1名以上の学外の専門家を副査として加えることとする。

○ 本申請の審査スケジュール

8月末の博士論文提出後、10月中旬までに中間審査を実施して、その結果を拡大研究科運営委員会に報告し、博士論文に研究作品を加えて申請を行う者については、原則として12月中旬の博士展に出展し、その会場において論文・作品の公開審査会を実施し、論文のみで申請を行う者も同時期に公開審査会を実施し、2月の拡大研究科運営委員会において、試験結果と併せて最終的な審査結果の審議を行い、学位授与の可否を決定する。

○ 試験

東京藝術大学大学院研究科学位(課程博士)審査規則の第6条に規定する試験については、論文・作品の審査とは別に、関連分野について口述又は筆記で行うもので、出題及び判定は、原則として本申請の審査体制で実施する。

3 論文博士の審査

○ 審査スケジュール

博士課程に在籍しないで学位請求を行う論文博士については、東京藝術大学大学院研究科学位(論文博士)審査規則の他に、美術研究科においては以下の方針に基づくものとする。

- ① 論文博士については、当面、論文のみでの申請を行う場合に限定し、博士論文に研究作品を加えて申請を行う場合には受理しない。
- ② 論文博士の申請を希望する者は、事前に該当する研究領域の常勤教員(教授又は准教授)の了解を得る。
- ③ 論文博士の申請を打診された常勤教員は研究指導教員として、申請について研究領域の了解と研究科運営委員会の承認を得た上で、論文の受理を決定する。
- ④ 研究指導教員は、受理された論文の審査体制を研究科運営委員会に諮り、その承認を得た上で審査及び試験を行い、その結果を2月の拡大研究科運営委員会に報告して学位授与の可否を決定する。

参考1) 博士学位審査及び博士審査展スケジュール

前年12月～翌年4月頃：予備申請の事前検討(該当研究領域のみ)

1月末：予備申請書の提出

～4 月末：予備申請審査の実施、本申請書及び論文要旨等提出
5 月下旬：予備申請審査結果を拡大研究科委員会で審議し、本申請を承認
8 月末：論文提出（美術教務係まで）
9 月～10 月中旬：本申請の中間審査
10 月下旬：本申請の中間審査内容を拡大研究科委員会で報告
12 月：博士審査展及び公開審査
翌年 2 月：本申請審査結果を拡大研究科委員会で審議、学位授与の可否を決定

参考 2) 提出書類

- ・ 予備申請書
- ・ 本申請書
- ・ 履歴書
- ・ 業績書